

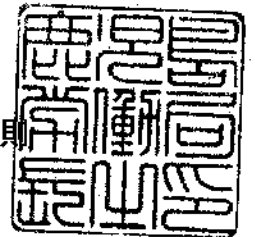


写

鹿労発基 0801 第 1 号
令和 7 年 8 月 1 日

鹿児島地方最低賃金審議会
会長 川口 俊一 殿

鹿児島労働局長
永野 和則



鹿児島県自動車(新車)小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

令和 7 年 7 月 23 日付けをもって申出代表者自動車総連鹿児島地方協議会販売部門連絡会議長中原潤から最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり鹿児島県自動車(新車)小売業最低賃金(平成 20 年鹿児島労働局最低賃金公示第 4 号)の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。